第１０８号議案

町田市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年(２０２６年)１１月３０日

提出者　町田市長　稲　垣　康　治

町田市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

町田市立学校施設の開放に関する条例（平成１７年１０月町田市条例第５２号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表（第１０条関係）
<table>
<tr><th>開放施設</th><th>使用単位</th><th>使用料</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>温水プール</td><td>１回</td><td>４６０円(６５歳以上の者及び障がい者にあっては、１５０円)。ただし、小学生及び中学生は無料とする。</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
備考
１　略
２　この表において「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条に基づく身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱（昭和４２年民児精発第５８号）に基づく愛の手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条に基づく精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者をいう。
</td><td>
別表（第１０条関係）
<table>
<tr><th>開放施設</th><th>使用単位</th><th>使用料</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>温水プール</td><td>１回</td><td>４６０円（小学生、中学生、６５歳以上の者及び障がい者にあっては、１５０円）</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
備考
１　略
２　温水プールの小学生及び中学生の使用料は、７月２１日から８月３１日までの期間の使用料とし、これ以外の期間の使用料は無料とする。
３　この表において「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条に基づく身体障害者手帳又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和４２年民児精発第５８号）に基づく愛の手帳等の交付を受けている者をいう。
</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。